

付表（みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書）の記載要領等

- 1 「番号 a」欄には、一連番号を付してください。
- 2 「種類（設備の種類を含む。） b」及び「構造又は用途 c」の各欄には、届出資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表又は平成 20 年改正前の耐用年数省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類、設備の種類及び構造又は用途を記載してください。
- 3 「細目（個々の資産の名称） d」欄には、届出資産ごと（当該届出資産が総合償却資産（機械及び装置並びに構築物で、当該資産に属する個々の資産の全部につき、その償却の基礎となる価額を個々の資産の全部を総合して定められた耐用年数により償却することとされているものをいう。以下同じ。）である場合には、当該総合償却資産に含まれる個々の資産で、その型式、性能等の仕様及び取得年月の異なるごと、車両及び運搬具又は工具、器具及び備品である場合には、耐用年数省令別表第一の細目に掲げる資産の名称の異なるものごと）にその名称を記載してください。
- 4 「数量 e」欄には、「細目（個々の資産の名称） d」欄の区分ごとの資産の数量を記載してください。
- 5 「法定耐用年数 f」欄には、届出資産について定められている法定耐用年数（当該届出資産が機械及び装置に含まれる個々の資産である場合には、当該機械及び装置について定められている法定耐用年数）を記載してください。
- 6 「取得価額 g」欄には、「細目（個々の資産の名称） d」欄の区分ごとの資産の取得価額を記載し、届出資産が総合償却資産である場合には、総合償却資産ごとにその合計額を記載してください。
- 7 「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎」欄には、「細目（個々の資産の名称） d」欄の区分ごとの資産につきこの届出により法人税法施行令第 57 条第 8 項の規定の適用を受けようとする事業年度（又は連結事業年度）終了の日までの「経過年数 h」とその後の実際の「その後の使用可能期間 i」の年数とを記載し、「計 j」欄にはその年数の合計（その合計に 1 年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）を記載してください。
この場合において、機械及び装置に含まれる資産で、耐用年数の短縮の事実がないものについては、その「計 j」欄に当該機械及び装置の法定耐用年数の算定の基礎となった個々の資産の年数（昭和 40 年 4 月国税庁公表 「機械装置の個別年数」に掲げる年数）を記載してください。
- 8 「年要償却額 k」欄には、届出資産が総合償却資産である場合に「細目（個々の資産の名称） d」欄の区分ごとの資産について「取得価額 g」欄の金額を「計 j」欄の年数で除して算出した金額を記載し、総合償却資産ごとにその合計額を記載してください。
- 9 「算出使用可能期間 n」欄には、届出資産が総合償却資産である場合に、当該総合償却資産の「取得価額 g」の金額の合計額を「年要償却額 k」の金額の合計額で除して算出した数（小数点 1 位以下の数は切り捨て、その数が 2 に満たない場合には 2 とします。）を記載してください。
- 10 「みなし承認を受けようとする使用可能期間 o」欄には、届出資産が総合償却資産である場合には「算出使用可能期間 n」欄に記載した数を、総合償却資産以外の資産である場合には「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎 計 j」欄に記載した年数を記載してください。
- 11 「算出未経過使用可能期間 p」欄には、届出資産が総合償却資産である場合に「未経過期間対応償却基礎価額 m」欄の金額の合計額を「年要償却額 k」欄の金額の合計額で除して算出した数（小数点 1 位以下の数は切り捨て、その数が 2 に満たない場合には 2 とします。）を記載してください。
- 12 「帳簿価額 r」欄には、届出資産が総合償却資産である場合には、当該総合償却資産ごとに合計額を記載した行に当該届出資産を取得した日の属する事業年度（又は連結事業年度）終了の日における帳簿価額を、総合償却資産以外の資産である場合には、当該届出資産の同日における帳簿価額の合計額を記載してください。
- 13 「所在地 s」欄には、その所在する事業所名及び所在地を記載してください。